

東近江市告示第 4 1 号

悪臭防止法(昭和 4 6 年法律第 9 1 号)第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)を次の 1 のとおり指定し、当該規制地域における同法第 4 条の規定に基づく規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

東近江市長 中 村 功 一

記

悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定

1 規制地域

本市の地域のうち、次の表に掲げる地域を除く地域とする。

なお、当該地域を表示する図面は、東近江市役所生活環境部生活環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

規制を除く地域
和南町、甲津畑町、永源寺高野町、永源寺相谷町、佐目町、萱尾町、九居瀬町、蓼畑町、杠葉尾町、黄和田町、政所町、箕川町、蛭谷町及び君ヶ畑町の一部 茨川町
平尾町、園町、大覚寺町、大林町、市ヶ原町、上中野町、下中野町、池之尻町、百済寺甲町、上山町、百済寺本町、百済寺町、北坂町、愛東外町、小倉町、青山町、曾根町、妹町、中戸町、鯉江町、上岸本町、梅林町及び大萩町

2 特定悪臭物質に係る規制基準

( 1 ) 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

次の表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、同表の右欄に掲げる許容限度のとおりとする。

特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が100万分の1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が100万分の0.002
硫化水素	大気中における含有率が100万分の0.02
硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が100万分の0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05

プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.02
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.003
イソブタノール	大気中における含有率が100万分の0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が100万分の3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が100万分の1
トルエン	大気中における含有率が100万分の10
スチレン	大気中における含有率が100万分の0.4
キシレン	大気中における含有率が100万分の1
プロピオン酸	大気中における含有率が100万分の0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が100万分の0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.001

- (2) 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準

第2項第1号に定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。)第3条に定める方法により算出して得た特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

- (3) 工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

第2項第1号に定める規制基準を基礎として規則第4条に定める方法により算出して得た特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。